

# 大阪市立苅田北小学校 いじめ防止基本方針

令和8年

## 1. いじめの定義

「いじめ」は、児童などに対して、当該児童などが在籍する学校に在籍しているなど当該児童などと一定の人的関係にある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び 心豊かに たくましく生き抜く子を育てる」育成のために「苅田北小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点を挙げる。

- ・ いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み（教職員・児童の意識改革についての方策等）について
- ・ 未然防止・早期発見のための取り組みについて
- ・ 家庭・地域との連携について

## 3. いじめ未然防止についての取り組み

### 〈基本姿勢〉

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### （1）授業改善について

- ① 学習規律の確立に一層努めるとともに、配慮を要する児童にきめ細かい支援を工夫する。
- ② 一人一人を大切に「わかる授業づくり」を進める。学習の習得状況を的確につかみ、補充学習の充実、習熟度別少人数学習の充実に努める。
- ③ 各教科等の指導において、説明、記録、批評、論述、討論等、言語活動を使った活動を充実させ、言語力の伸長を図る授業づくりに努める。

- ④ 研究教科を中心とした授業改善につながる研究を重ねる。
- ⑤ 校内外で実施される研修会、授業研究会に全教員が参加する。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 係活動や委員会活動を通して、一人ひとりが活躍することができる活動の充実を図る。
- ② 異学年交流をもとにしたり、子どもとのゆとりの時間を活用したりするなど、友だちや教職員と関わり、人のつながりを感じることでできる集団づくりを行う。
- ③ スモールステップを取り入れたり、教員間における児童の細かな実態を共通理解したりすることを通して、児童を認め、褒める指導の充実を図る。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 年間指導計画にそった道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ② 上記の道徳教育や学級活動に加えて、保健教育を充実させることにより、命の大切さやお互いを思いやることの大切さを実感させる。
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導の徹底を図る。
- ④ 外部の団体や組織を招いて、子どもたちに現在起こっている情報・通信の問題についての学習を行い、子どもたちの情報モラルの向上を図る。
- ⑤ いじめを考える日にいじめについて考える授業を行う。

4. いじめの早期発見についての取り組み

〈基本方針〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の観察の充実を図り、職員全体の情報の共有化を図る。
- ② 児童を対象としたアンケート調査を分析し、その活用を図る。
- ③ 外部機関との綿密な連携を図る。

## 5. いじめ早期解決についての取り組み

### 〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめが発見された場合は、速やかに管理職などへ報告し、問題解決に向けて、全教職員が一体となって取り組む。
- ② 毅然とした対応で加害児童の指導を行うのみならず、全教職員で被害児童を保護することに努める。
- ③ 被害児童及び加害児童の家庭と綿密な連携を図る。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織（サポート・生活指導部会）

〈構成〉 ◎学校長、教頭、生活指導部長、学年主任、養護教諭  
※事案に関係のある担任

〈役割〉 ・ 児童の生活実態や課題などの情報の共通理解及び、問題解決に向けた方策の検討  
・ いじめの疑いが生じた場合の情報の収集や共有を図る。

〈年間計画〉 ・ 児童対象のアンケート調査 年11回  
(4・5・6・7・9・10・11・12・1・2・3月)  
・ アンケート調査を基にした聞き取り調査 年11回  
→職員会議で共通理解  
・ 生活指導部会（いじめ対策委員会）※月1回開催

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどに、アンケート調査の結果などを配信し、開かれた学校に努める。
- ② 学校協議会と密に連携し、学校の諸問題について解決を図る。

### (3) 取組内容の検証

- ① 学校評価を中間評価と最終評価の年2回行うことにてPDCAサイクル活用して組織の役割や取り組み内容を見直す。
- ② 学校協議会と相談を重ねることで保護者や地域の要望を取り入れることで、取り組み内容を精選を図っている。

## 7. 重大事案への対処

重大事案は、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などがあった場合をいう。

- ① 重大事案が発覚した場合は、速やかに管理職、同学年の教員、生活指導部などに連絡、相談を行う。
- ② 全教員の共通理解を図り、関係する教員、管理職、生活指導部が協力して、加害児童や被害児童からの聞き取りを十分に行う。
- ③ 加害児童、被害児童の保護者へしっかりと適切な情報提供を行う。
- ④ 教育委員会へも速やかに報告し、綿密に連携を図る。必要に応じて、

※補足 いじめ発見の際の流れ

